

広島県選挙管理委員会告示第十九号

平成二十七年四月十二日執行の広島県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、別表のとおりである。

平成二十七年四月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

選挙区	金額
広島市中区	6,858,100円
広島市東区	6,583,900円
広島市南区	7,045,900円
広島市西区	7,015,400円
広島市安佐南区	6,945,100円
広島市安佐北区	7,291,100円
広島市安芸区	6,545,300円
広島市佐伯区	6,958,400円
呉市	7,144,300円
竹原市豊田郡	6,411,300円
三原市世羅郡	6,533,800円
尾道市	7,192,900円
福山市	7,034,700円
府中市神石郡	7,506,400円
三次市	7,674,100円
庄原市	6,571,600円
大竹市	5,862,800円
東広島市	6,876,400円
廿日市市	7,867,300円
安芸高田市	6,004,600円
江田島市	5,714,500円
安芸郡	6,530,300円
山県郡	5,716,700円